

林俊夫・弁護士著　くらしの交差点「法学入門」全国信用金庫協会広報誌「楽しいわが家」1989 年 12 月号を読む

有責配偶者からの離婚請求

1. (1)他の女性と同棲中の夫が妻に対し性格不一致等を理由に離婚請求をすることがある。
(2)このような有責配偶者からの離婚請求は、裁判上認められるだろうか。
2. (1)かつては、そのような請求は、裁判上否定されていた。
(2)右請求を安易に肯定すれば、婚姻倫理の維持が保たれず、何ら責任のない相手方配偶者の立場を不当に侵害することになると考えられたからである。
(3)有名な事件として、妻 Y のもとを去り、情婦 Z と同棲した夫 X からの離婚請求について、もしそのような請求が是認されれば、妻は全く俗にいう「踏んだり蹴ったり」であり、法は、そのような不徳義勝手気ままを許すものではないとして、右請求を棄却した判例がある(最判昭 27・2・19)。
3. (1)しかし、現在では、有責配偶者からの離婚請求も認められる場合があるとされ、右判例も変更されるに至っている。
(2)子のない夫婦が養子を得たことにより、夫 X が養子の母 Z と情交関係を生じた結果、X は、妻 Y と別居して Z と同棲し、その後約 36 年を経過した事件で、
(3)裁判所は、このように夫婦が相当の長期間別居し、その間に未成熟の子がいない場合には、離婚により相手方が極めて精神的・社会的・経済的に苛酷な状態におかれる等著しく社会正義に反するような特段の事情がない限り、有責配偶者からの請求であるとの一事をもってその請求が許されないとすることはできないとした(最判昭 62・9・2)。
4. (1)民法 770 条 1 項 5 号は、「婚姻を継続し難い重大な事由」があるときは離婚の請求ができる旨規定し、破綻主義を採用していることから考えれば、既に破綻に瀕している婚姻生活を放置すべきではなく、事情によっては、有責配偶者からの離婚請求を認めるべきであろう。
(2)また、相手方たる有責性のない配偶者の保護は、離婚に伴う財産分与や慰謝料で処理することもできる。
5. (1)現在、有責配偶者からの離婚請求が認められるか否かの重要なファクターとして考えられているのは
(2)①夫婦の別居期間(ここでは、夫婦の年齢と同居期間との対比も問題となる)、
②未成熟子の存在、
③相手方が離婚によって受ける苛酷性等である。

6. (1)右のファクターのうち、特に①について、最近注目すべき判例が出ている。

(2)まず、未成熟の子がなく、夫婦の別居期間が約 22 年のケースにつき、裁判所は、右約 22 年の別居期間は、夫婦の同居期間や双方の年齢と対比するまでもなく相当の長期間であるとして、有責配偶者からの離婚請求を肯定した(最判昭 63・2・12)。

7. しかし、他方で、妻以外の女性と同棲して夫婦関係を破綻させた夫の、8 年余にわたって別居を続けている妻に対する離婚請求のケースでは、裁判所は、右 8 年余の別居期間は、夫 62 歳、妻 61 歳という双方の年齢や夫婦の同居期間(約 25 年)を考慮すると相当の長期間に及んでいるとはいえないとして、夫の請求を棄却している(最判平 1・3・28)。